

令和6年度第5回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和6年8月23日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 第1会議室

開 会 令和6年8月23日(金) 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	×	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明（北部）	○	16. 渡邊 由美子（西部）	○	17. 堀田 啓（南部）	○		

計 16 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

局 長 梶浦 庄治
主 事 高味 俊夫
主 事 國分 健太郎
主 事 宮下 彩乃

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

議案第9号 農用地利用計画変更の申出 2件

(2) 報告案件について

報告第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 6件

報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 7件

2 その他

会

長 皆さん、こんにちは。

8月も残りわずかとなりましたが、まだ日中は厳しい暑さになります。外での作業の際は、熱中症に十分注意してください。

では、只今から、令和6年度第5回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は2番の酒井委員より事前に欠席の連絡がありましたが、13名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は8番 岩田 房喜（いわた ふさよし）委員と9番 鈴木 正（すずき ただし）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第9号】農用地利用計画変更の申出2件を議題いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 この案件は清須市長宛に、農用地の利用計画変更の申出がされ、関係機関である農業委員会に意見を求めるものです。

今回の農用地利用計画変更の申出から、皆様により計画変更について理解していただくために、計画に関わる資料一式を机上配布しております。なお、こちらについては個人情報保護の観点から、総会後は持ち帰らずに机上に置いたままでお願いいたします。

議案書1ページ、申請番号R6-1をご覧ください。

申請地は、____番地の一部で、登記・現況共に畑で転用面積は____㎡のうち____㎡です。

申出者及び所有者は議案書のとおりです。

申出者は現在、申出者の実家に同居しております。今年の6月頃に第2子が生まれ、手狭になってきました。

今後を見据え、自己用住宅の建築を計画しましたが、申出者に自己所有地はなく、不動産業者を活用し、物件を探しましたが条件に合う物件が見つかりませんでした。そこで、申出者の両親に相談したところ申出地を利用してよいとの承諾を受け申出に至りました。

それでは、農振除外の6要件についての事務局における判断を説明いたします。

農振除外の要件第1号の農地の代替性についてですが、住宅を建てる必要があります、ほかに住宅建築に適当な土地を所有しておらず、問題ありません。第2号の地域計画への影響についてですが、地域計画の策定地域ではないため、問題ありません。第3号の農用地の集団化、効率化への影響ですが、現況が休耕畑となっており、また青地の周辺部に近い土地となりますので、問題無いと考えます。第4号の利用集積への影響ですが、この地域にて集積計画等はありませんので問題ありません。第5号の土地改良施設等への影響ですが、該当施設がないため問題ありません。第6号の整備事業から8年以上経過しているかについてですが、8年以上経過しているため問題ありません。

他法令の確認状況ですが、申出者から尾張建設事務所にて分家住宅建築の確認をすでに行っていると報告を受けております。

また、農地区分はオー（ア）－a－（b）に該当するため、第2種農地となり、許可できる案件になります。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は三宅委員になります。
三 宅 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、回答することといたします。

続きの説明を事務局に求めます。

事 務 局 申請番号 6-2 をご覧ください。
申請地は、____番地の一部で、登記・現況共に畑で転用面積は____㎡のうち____㎡です。

申出者及び所有者は議案書のとおりです。

申出者は現在、____市内のアパートに住んでおります。今年の秋頃に申出者が復職予定であり、子育てのために本家の両親の子育て支援が必要です。そのため、本家近辺で土地を探しましたが見つからず、自己所有地もないため、祖父の持つ申出地を利用する承諾を受け、本申出に至りました。

それでは、農振除外の6要件についての事務局における判断を説明いたします。農振除外の要件第1号の農地の代替性についてですが、住宅を建てる必要があります、ほかに住宅建築に適当な土地を所有しておらず、問題ありません。第2号の地域計画への影響についてですが、地域計画の策定地域ではないため、問題ありません。第3号の農用地の集団化、効率化への影響ですが、市街化区域に隣接する街区に位置し、必要最低限の除外面積であるため、問題無いと考えます。第4号の利用集積への影響ですが、この地域にて集積計画等はありませんので問題ありません。第5号の土地改良施設等への影響ですが、該当施設がないため問題ありません。第6号の整備事業から8年以上経過しているかについてですが、8年以上経過しているため問題ありません。

他法令の確認状況ですが、申出者から尾張建設事務所にて分家住宅建築の確認をすでに行っていると報告を受けております。

また、農地区分はオー（ア）－bに該当するため、第2種農地となります。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤委員になります。

後 藤 委 員 問題ありません。

会 長 何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として回答することといたします。

続きまして、【報告第9号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出6件及び【報告第10号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出7件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案書2ページ報告第9号農地法第4条第1項第7号の規定による届出6件を説明します。

申請番号 R6-9、____番地、登記田現況宅地で、面積が____㎡です。始末書が添付されています。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-10、____番地及び____番地、登記は共に畑、現況は____番地が畑、____番地が雑種地で、面積が 2 筆合計で____㎡です。新清洲駅北土地区画整理事業地内の案件です。

こちら、渡邊推進委員の案件となります。

渡 邊 推 進 委 員 問題ありません。

事 務 所 申請番号 R6-11、____番地、登記田現況宅地で、面積が____㎡です。顛末書が添付されています。

こちら、後藤委員の案件になります。

後 藤 委 員 問題ありません。

合併前に届出を出したが、市に記録がないとのことで再度提出された案件です。

事 務 局 市街化区域ですので、受理通知が見つからない場合は、再度の提出をお願いしています。

会 長 始末書と顛末書の違いは何ですか。

事 務 局 厳密には違いはありませんが、農地法を無視した行為を行った場合は始末書の提出していただき、そうでない場合は経緯書や顛末書を提出をお願いしています。

事 務 局 議案書 3 ページをご覧ください。申請番号 R6-12、____番地及び____番地、____番地、3 筆とも登記畑現況宅地で、面積が 3 筆合計で____㎡です。始末書が添付されています。

こちら、中野委員の案件になります。

中 野 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-13、____番地、登記田現況宅地、面積が____㎡です。始末書が添付されています。

こちら、中野委員の案件になります。

中 野 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-14、____番地及び____番地、共に登記田現況宅地で、面積が 2 筆合計で____㎡です。始末書が添付されています。

こちら、三宅委員の案件になります。

三 宅 委 員 問題ありません。

事 務 局 では、議案書 4 ページをご覧ください。報告第 10 号農地法第 5 条第 1 項

第6号の規定による届出7件について説明します。

申請番号 R6-31、____番地、登記畑現況雑種地で、面積が____㎡です。始末書が添付されています。

こちら、中野委員の案件となります。

中 野 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-32、____番地、登記現況共に畑で、面積が____㎡です。

こちら、星野委員の案件となります。

星 野 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-33、____番地、____番地及び____番地、3 筆とも登記田現況雑種地で、3 筆合計で面積が____㎡です。始末書が添付されています。

こちら、堀田推進委員の案件となります。

堀 田 推 進 委 員 問題ありません。

事 務 局 議案書 5 ページをご覧ください。申請番号 R6-34、____番地、登記畑現況雑種地で、面積が____㎡です。始末書が添付されています。

こちら、堀田推進委員の案件となります。

堀 田 推 進 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-35、____番地、登記田現況宅地で、面積が____㎡です。顛末書が添付されています。

こちら、後藤委員の案件となります。

後 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-36____番地、登記現況共に畑で、面積が____㎡です。

こちら、岩田委員の案件になります。

岩 田 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号 R6-37、____番地、登記畑現況宅地で、面積が____㎡です。再転用です。

こちら、横井委員の案件になります。

横 井 委 員 問題ありません。

事 務 局 以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。以上のことについて、質問はありますか。始末書や顛末書が多いですね。

伊 藤 委 員 そうですね。

木 村 委 員 建物を建てる時に建築確認があると思いますが、そのとき農地の確認はしているのですか。

事務局 市街化区域ではないです。市街化調整区域では、建築の許可の申請と農地転用の申請は同一のタイミングで行っています。

木村委員 名古屋市でも農地転用を出さずに、建っている建物が多くありました。

事務局 清須市は市街化区域の面積がそれなりにあるため、農地転用忘れがおきやすいです。

後藤委員 最近では周知されてきているため、皆顛末書等を付けてきちんとやっているということですね。

事務局 それはあると思います。事務局でも、現況を聞き取り、農地以外の場合は顛末書等を付けていただくようお願いをしています。

会長 その他に何かありますか。それでは、その他に移ります。事務局から何かあれば説明をお願いします。

事務局 もうすぐ企画政策課より農林業センサスの調査協力依頼があると思います。毎回農業委員さんに調査員になっていただき各戸訪問すると話を聞いております。企画政策課より改めて連絡があると思いますので、ご協力をよろしくお願いします。

次に水稻につきまして、例年通り 9 月末頃に水を止めます。パイプラインと五条川の取水ポンプの両方とも止める予定です。断水通知の回覧をまた実行組合長と樋門管理人宛てに市から郵送して回覧をお願いしますので、農業委員のみなさんも把握していただくようお願いします。

事務局からは以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和 6 年 9 月 25 日、水曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所南館 3 階大会議室（本日とは別の部屋）にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和 6 年度第 5 回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

—終了時刻午後 2 時40分—

個人情報に当たるとの考えから、議事録中の番地等は、省略等して記載しています。